

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月及び同年5月
② 昭和50年9月

私は、昭和49年3月に短期大学を卒業し、親元であるA市の自宅に戻った後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。保険料は市役所の中の金融機関で、半年か1年分をまとめて納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者資格取得状況等から、昭和50年8月頃に払い出され、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月4日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、同年7月以降、申立期間②を除き60歳に到達するまで国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当時は、3か月ごとの保険料の納付書が発行されていたことを踏まえると、申立人が、申立期間②の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和49年3月に短大を卒業し実家に帰った頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は50年8月頃に払い出され、同年7月4日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得したものと確認できることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間①において国民年金に未加入であり、申立期間①の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月25日は14万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

医療法人社団A外科から支給された申立期間の賞与について、同法人から社会保険事務所（当時）への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人社団A外科から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払日について、当該事業所は、平成17年12月25日として年金事務所に届出を行っているが、当該事業所の給与及び社会保険事務担当者は、「給与、賞与及び燃料手当は同時に支給しており、支給日は毎月25日であるが、土日曜日等の場合はその前日となることから、平成17年12月は22日が支給日であった。」と述べていることから、同年12月22日とすることが妥当である。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる賞与額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月25日は13万7,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

医療法人社団A外科から支給された申立期間の賞与について、同法人から社会保険事務所(当時)への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人社団A外科から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払日について、当該事業所は、平成17年12月25日として年金事務所に届出を行っているが、当該事業所の給与及び社会保険事務担当者は、「給与、賞与及び燃料手当は同時に支給しており、支給日は毎月25日であるが、土日曜日等の場合はその前日となることから、平成17年12月は22日が支給日であった。」と述べていることから、同年12月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、13万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月25日は16万4,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

医療法人社団A外科から支給された申立期間の賞与について、同法人から社会保険事務所(当時)への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人社団A外科から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払日について、当該事業所は、平成17年12月25日として年金事務所に届出を行っているが、当該事業所の給与及び社会保険事務担当者は、「給与、賞与及び燃料手当は同時に支給しており、支給日は毎月25日であるが、土日曜日等の場合はその前日となることから、平成17年12月は22日が支給日であった。」と述べていることから、同年12月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、16万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月21日、17年6月21日、18年6月23日及び19年6月18日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月21日
② 平成17年6月21日
③ 平成18年6月23日
④ 平成19年6月18日

A社から支給された申立期間の賞与について、年金給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年6月21日、17年6月21日、18年6月23日及び19年6月18日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年2月26日付けで申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っており、当該賞

与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

申立期間は、A社からB社に出向した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職員名簿及び同社の回答並びに申立人と同時期に同社からB社に出向したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年5月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険

事務所は申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2364 (事案 84 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年4月まで

前回の申立てでは、私が20歳になった昭和46年*月から51年4月までの国民年金保険料は、私の母が納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることについて納得ができない、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいと申立てたが、年金記録の訂正は必要でないと判断された。

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等はないが、私の母が保険料を納付していたことは確かなので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であること、ii) 申立人は、20歳となった昭和46年*月当時、A市に住民登録があったが、B市に住んでいた母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べている等、不自然さが見られる上、申立人は49年5月に婚姻後、申立人の夫の転勤に伴う住所変更が数回あるが、その際に国民年金の手続を行ったこと及び国民年金保険料の納付書の送付を受けた記憶は無いこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行って

いるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和 51 年 6 月 15 日に A 市で払い出されたことが確認でき、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は、同年 5 月 27 日に任意加入により初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等を提供することなく、「母は、一度も欠かすこと無く、母自身の国民年金保険料を納付しており、母からは私の保険料も一緒に納付していたと聞かされていたので、母が私の保険料を間違いなく納付していたと考えることは、極めて合理的なことだと思う。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年7月まで

私は、平成6年4月に会社を退職した後、A市役所の年金窓口で国民年金保険料を納付し、同年6月にB市に転居してからは郵便局又はC銀行で保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に住所を定めていたA市及びB市における国民年金の加入手続に係る記憶が明確でないことから、加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、これまでに交付を受け、所持している年金手帳は1冊のみであるとしているところ、当該手帳には、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていれば必ず付与される国民年金手帳記号番号の記載が無く、国民年金の記録欄の記載も無い。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4965(事案 391 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 15 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 21 日から 43 年 4 月 14 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 9 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間は脱退手当金を支給済みのため年金額の計算に算入されない旨の回答を受けたが、脱退手当金を受給した記憶が無く、また、C社は出産のため昭和44年3月末で退職しており、当時社会保険事務所にも行ったことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

しかし、第三者委員会の通知には納得できず、また、通知を受けた後に日本年金機構の調査により、昭和40年10月21日から41年3月21日までの厚生年金保険の加入記録が追加されたので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の押印がされていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人は、申立期間①の事業所を記号番号A、申立期間②及び③の事業所を記号番号Bとした二つの記号番号で記録されていたところ、記号番号Bに係る被保険者記号番号払出簿では、44年11月5日に記号番号Aに統合する重複取消の手続が行われていることが確認できるが、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は45年2月6日に支給が決定されていることを踏

まえると、重複取消の手続は脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然であること、iv) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記の通知を受けた後に、「日本年金機構の調査により、昭和40年10月21日から41年3月21日までの厚生年金保険の加入記録が追加された。」と述べているものの、当該記録は、平成21年9月17日に記録を統合するまで、申立期間①の事業所に係る記号番号A、申立期間②及び③の事業所に係る記号番号Bとは異なる記号番号で記録されており、当該記号番号に係る被保険者記号番号払出簿を確認したものの、この記号番号を申立期間と同じ記号番号に統合した記載は無く、当該記録を統合する前の記録に基づき進められた事務処理には不自然さがうかがえない上、申立人は、「この記録については、失念していた。」と述べていることから、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立てに係る事業所の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約5か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から同年11月13日まで
② 昭和31年5月15日から同年9月13日まで
③ 昭和32年5月15日から同年9月13日まで
④ 昭和32年9月18日から同年11月13日まで

昭和29年及び30年の両年、A農業協同組合に季節労働者として勤務したが、年金記録によると、勤務した期間のうち、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②及び③は、B社に、申立期間④は、C社にそれぞれ季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間①中にA農業協同組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は、昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとする6人のうち、昭和30年は勤務しなかったとする二人を除く4人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、申立人が監督であったとする者以外の3人は、いずれも申立人と

同様、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該4人は、いずれも「季節労働者の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と供述していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和29年6月1日に同資格を取得した者は、227人で、このうち申立人を含む188人が同年中に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該188人のうち生存及び所在が確認できた6人（申立人が名前を挙げた者を除く。）に照会し、回答を得られた5人のうち1人は、「私は、昭和29年と30年の両年に当該事業所で季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、申立人と同様、29年のみで、30年については確認できない。その理由については、分からない。」と供述している上、当該同僚が両年共に当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた二人も、厚生年金保険の加入記録は、29年のみで、30年については確認できない。

加えて、申立人及び複数の同僚は、昭和29年と同様に30年についても多くの季節労働者が勤務していた旨供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、30年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は5人のみであり、かつ、当該5人は、いずれも翌年以降に同資格を喪失していることから、季節労働者ではなかったものと考えられることを踏まえると、当該事業所では、29年は、多くの季節労働者を厚生年金保険に加入させていたものの、30年については同保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、事業所名簿によると、B社は、昭和39年8月3日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②及び③において季節労働者として一緒に勤務したとする4人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該4人は、申立人と同様に申立期間②及び③において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「申立人のことは知っており、一緒に季節労働者として出稼ぎに行ったが、それがどこの会社で、何年のことであったのか覚えていない。その頃、私は、どこの会社でも厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②及び③並びにその前後の期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できる4人に照会し、3人から回答を得られたものの、いずれも「申立人を知らない。季節労働者の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と供述していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない上、当該3人のうち1人は、「私は、昭和30年と31年にそれぞれ季節労働者として勤務した。」と供述しているものの、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、同人が昭和30年に勤務した期間のみであり、31年に勤務した期間については、申立人と同様に同保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人及び複数の者は、当時は多くの季節労働者が勤務していた旨供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、昭和31年又は32年に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その年のうちに同資格を喪失していることから季節労働者であったと考えられる者は、31年は7人、32年は5人のみであること及び前述の同僚は、勤務したとする一部の期間について厚生年金保険の加入記録が無いことを踏まえると、当該事業所では、季節労働者について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、事業所名簿によると、C社は、昭和37年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間④において季節労働者として一緒に勤務したとする3人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該3人は、申立人と同様に申立期間④において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、回答を得られた一人は、「申立人のことは知っており、一緒に季節労働者として出稼ぎに行ったが、それがどこの会社で、何年のことであったのか正しく覚えていない。その頃、私は、どこの会社でも厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

さらに、申立人は、「当該事業所には、20人ほど、B社から紹介され、働きに行った。」と供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、昭和32年に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の多くは同年4月に被保険者資格を取得しており、申立人が勤務を開始したとする同年9月に被保険者資格を取得した者は一人のみである上、申立期間④中に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる8人に照会したところ、唯一回答を得られた者は申立人を記

憶しておらず、「季節労働者の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社を退職し、B社に勤務していた時期であったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち平成元年 5 月 1 日以降の期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成元年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成 4 年 12 月 18 日に解散していることが確認できるところ、解散時の代表取締役は、「資料は保管していない。また、当社の厚生年金保険の取扱いについては、記憶に無い。」と回答している上、申立期間当時の代表取締役及び取締役 3 人は、いずれも、「社会保険関係及び給与関係事務の取扱いについては分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に、平成元年 4 月 29 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日にB社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 4 人に照会し、申立人が名前を挙げた同僚を含む 2 人から回答が得られたところ、いずれも、「申立期間の厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては分からない。」

と供述しており、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る資料として給与明細書及び預金通帳を提出しているが、給与明細書は、申立期間に係るものでない上、預金通帳によると、申立期間中の平成元年5月分の給与を同年6月に、同年6月分の給与を同年7月にそれぞれ振り込まれていることが確認できたものの、当該振込額からは、厚生年金保険料が控除されていたことまでは確認できないことから、いずれの資料からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月30日から36年1月1日まで

申立期間は、社会福祉法人A社会福祉協議会に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の同僚を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会福祉法人A社会福祉協議会における勤務状況に関する具体的な供述及び申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険加入記録から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間中に当該事業所の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人の勤務実態や保険料控除に関する資料が無いため何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の5人の名前を挙げているが、いずれも、死亡又は所在が確認できないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間中において厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人が厚

生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。